

経営所得安定対策 加入手続について

(旧農業者戸別所得補償制度)

平成25年産の経営所得安定対策の加入受け付けが開始されています。24年産の農業者戸別所得補償制度と基本的に同じ枠組みで実施し、下記の3つが主な内容となります。

この制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することで、農業経営の安定化と国内生産力の確保を図ることを主な目的としています。



産業部 農林振興課
995-1823

1 畑作物の直接支払交付金

- 対象作物 麦・大豆・そば・なたね
 - 交付要件 対象作物を生産・販売していること
 - 交付方法・単価など
数量払、面積払のうち、いずれか金額の高い方のみ交付されます。(数量払が基本)
- 数量払…当年産の出荷・販売数量と、作物ごとの品質に応じて交されます。※販売・品質を証明する伝票・出荷票などの写しが必要です。

面積払（営農継続支払）

…対象作物の前年産の生産面積に基づき、10aあたり2万円が交付されます。

※面積は前年産の販売数量と県の平均反収から算定されるため、前年産の販売伝票などが必要です。

2 水田活用の直接支払交付金

- 対象作物・単価など
- 【戦略作物】
- 麦・大豆：3.5万円／10a
 - 加工用米・そば・なたね：2.0万円／10a
 - 米粉用米・飼料用米・WCS用米：8.0万円／10a
- 【産地資金】（市町ごとに設定する地域特産物など）
- 大和芋・いちご・モロヘイヤ・そば：1.0万円／10a
 - 芝・種苗・景観作物：6千円／10a
- 交付要件
水田で対象作物を生産し、販売していること。そばについてはJAなんすんの「あしたか山麓裾野そば」特産化への取り組みに参加すること。なお、産地資金のそばについては田・畑の別を問わず戦略作物に上乘せして交付されます。
- ※販売実績を証明する出荷（販売）伝票、作業日誌などの写しが必要です。

3 米の直接支払交付金

- 交付要件 米の生産数量目標に従って主食用米を生産・販売していること。

※販売実績を証明する出荷（販売）伝票などの写しが必要ですが、水稲共済加入者は販売農家とみなされるため、伝票の提出は不要となります。

県東部農業共済組合 沼津営業所 923-1121

- 交付方法
【定額交付】15,000円／10a
ただし、作付面積から自家消費・縁故米相当として10aが控除されます。

【米価変動補填交付金】

米の販売価格が下落した場合、差額分を交付（支払いは次年度）

加入申請について

「交付申請書」と「営農計画書」の提出が必要です。申請書類は農林振興課で配付しています。前年度の申請者には5月中旬に案内書類を送付します。資料の送付や説明を希望される方は相談会にお越しいただくか、農林振興課までお問い合わせください。

申請書の記入方法などに関する相談会のご案内

5月28日(火)	10時～16時	市役所 地下会議室B
5月30日(木)	13時30分～ 19時30分	市民文化センター 31会議室
6月3日(月)	13時30分～ 16時	須山コミセン 小会議室

- 申込締切：7月1日(月)農林振興課必着
- ※この申請・実績により市特産物奨励交付金の対象となる方には、別途ご案内をします。